

陳 述 書

2008年5月8日

大阪地方裁判所 御中

原告
市

私は現在大阪府 市立 中学校に勤務する国語科教員です。大阪府が現在行っている教員への評価育成システムが、いかに基準があいまいで、かつ評価者である校長の主観に左右されるものであるかという問題点を具体的に明らかにするために陳述いたします。

記

1. 全くの主観でD(生徒に悪影響を及ぼしかねない、職務遂行上大きな支障をきたす)評価を行った前々校長

私が現任校で2年目であった2003年度末(2004年1月22日)、当時試行実施であった評価育成システムについて、当時の校長(氏)から開示面談を受けました。

開示に先立ち、校長より「学校教育自己診断(市内の全小中学校が、保護者、生徒、教職員に対して実施しているアンケート)」の生徒向け実施アンケートのクラス別結果が開示されました。教科指導の「熱心である」「わかりやすい」は私自身の予想を遙かに上回る高いパーセンテージ(83~100%)で、正直なところ驚きとともにすこし誇り高くもありました。

次が評価の口頭開示でした(私は自分がこだわりを持って行っている教育内容まで校長に細かく管理・介入されたくないとの思いで、任意の提出事項である「自己申告票」は提出していませんでした)が、校長と以下のようなやりとりがありました。

校長(以下「長」):『学ぶ力』『自己実現』の二つの項は「満たしている」ですが、『学校運営』は「満たしていない」です。

私: どういうことですか?

長: 自己申告票未提出・国旗国歌や道徳指示の際の態度、名札等、学校長の指示があれば意見があっても従うべきだ(教育公務員であれば上司の命令に従うのが当然)との観点で考えた場合、学校運営に支障をきたしたと認識しています。その結果『能力の評価』は「D」、総合評価は「C」です。

私は耳を疑いました。1・2年と複数学年にまたがる必修教科、それとは別の選択教科に加え、当時まだ試行錯誤の

総合学習を6クラス中4クラス担当するなど、毎日懸命に準備してきました。また、生徒会や評価検討、総合カリキュラムなどの校務分掌でも何度もたたき台を作りました。自分なりにできる限りのことを、年間通して子どもへの教育活動の充実のためにやってきた結果がこれか、と思ったら悔しくなってきました。

私: 「D」ということは、私の能力が最低であると校長は認識されたのですか!? 心外です。ショックです! おかしいと思います。評価の基準について、ちゃんと教えてください。

長: 手引きの特記事項(特定分野において著しい長所あるいは支障が認められる場合は、他の項目にかかわらず「S」あるいは「D」とする)を適用しました。

私は、特記事項に書かれた国歌不起立や申告票の不提出のいずれも「低い評価」の基準にはなじまないはずであると反論しました。しかし校長は、特記事項に書いた項目がD評価に該当するかどうかの確認もせず「見解の相違」だけで片づけてしまいました。

私: これはつまり子どもへの通知票で言えば「1」ですよ?

長: ……(無言)

私: 私たちが子どもにやむなく「1」をつけるときはまれで、私はほとんどつけません。提出物や態度が著しく悪くても点数がとれていたら「1」にはなりませんし、逆に点数が悪くても、提出物や授業態度に努力が見られたら「1」にはなりません。得点もとらない、何も聞いていない、何も出さない、意欲もないと言うときにのみやむなく「1」をつけます。今回の私がそうかどうか、

長: ……(無言・否定せず)

私: わかりました。私はこれを正しい評価だと全く思えませんので、いろんなところで異議と苦情を訴えます。今回の不当な

扱いを受けた救済もいろんな形で求めていこうと思いますので、お知りおきください。

そう言い置いて校長室を出ました。しばらく悔しさで、怒りで、震えが止まりませんでした。

翌日、同席者とともに再度校長室を訪ね、一ヶ月後には、当時教育委員会に設置されていた「苦情申立」窓口にも行き、申し立ても行いました（資料１～３参照）。校長自身、私が自己申告票未提出であるにも関わらず「総合評価C」と評価するなど、マニュアル見落としのミスも犯していたにもかかわらず再評価の指示もなく、結果私自身への何の救済措置もありませんでした（資料４，５）。数年たった今も、教育に携わる者としての意欲・誇りを著しく損なわれた事実として深く心に刻み込まれています。

２．私が何も変わらないのに評価を「B」とした前校長

その２ヵ月後、赴任してきた校長（　　氏）は、本格実施となった２００４年度末（翌２００５年２月）の開示面談において、私自身の態度（自己申告票未提出・国旗国歌や道徳指示の際の態度、名札等）が昨年度と全く変わらないにもかかわらず、評価が「B」とであると告げました。前年度との違いについて質問したのですが返答はなく、ただ「（自己申告票を）出してくれれば「A」やけどなあ」という思わせぶりな発言まで耳にしました。（その校長もこの３月に退職されましたが、私の姿勢は今も変わらず、前々校長、前校長とそうであったように、新たに赴任された校長とも学校運営を巡って激しい論議をしています。そうしながらも、私の「評価」が今年はどうなるのか、不安を感じる時もあります。）当該職員の姿勢が一貫しており全く変化がないにもかかわらず、評価者である校長が替わることで根拠も示されず評価が２段階も変わる、このような評価がはたして客観的だと言えるのでしょうか。このような恣意的かつ独善的な評価をもとに、賃金差別が行われていいのでしょうか。

３．私が自己申告票を提出しない理由

学校現場での子ども達に対する取り組みは、これまでずっと、校務分掌（生指、生徒会、学習、人権、教務等校内での教員の仕事分担のこと）なり学年で話し合い、職員会議で提案し、論議し修正を加えながら最終案を決定し、進められてきました。簡単に言えば、職員みんなの合議で決定してきたわけです。「弱者を大切にする」福祉のまち　ならではの、とても民主的な手続きがそこにはありました。

ところがここ数年、「リーダーシップ」の名の下に、教育委員会が学校施設管理面のみならず教育内容に関わる細かいことまで校長に指示し、校長も「決まったこと」として職員に報告し、その学校単位で話し合うべき職員会議は、意見を言っても通らない「伝達」の場になってしまっています。

そんな状況の中、私が仮に設定した自己目標が、校長の「作りたい学校」のイメージと異なっていれば、修正を迫られるか、マイナス評価を受けるだろうことは、容易に想像できます。だからといって、一般的な「クラス全員出席」等の目標は立てられません。来たくても来られない不登校生徒の繊細な思いを、支援者である教員が自らの成績向上のために踏みにしてしまう危険性があるからです。「クラスの平均点を上げる」などという目標もしかり、です。クラスに在籍している知的「障がい」を持つ生徒を「目標達成のためのマイナス要因」とみなして排除してしまう危険があります。私からすればそのどちらも反教育的、反人権的な「愚行」でさえあると思えます。

もちろん私は毎年自分なりに具体的に目標を立てていますし、必要とあれば適宜校長先生にも相談に行きます。しかし教育内容というものは、上司に提出を義務づけられたり、チェックされるような性質のものではありません。各自に任された「責任」において行うものなのです。それが免許も持ち採用試験を通過した専門職がつくる「教育内容」の自主性、専門性だと思います。

校長による恣意的かつ一方的な評価によってこうむる不利益や、自己申告票不提出による賃金の差別などは、子どもに対する教育とは無縁の、むしろ有害な事象でしかありません。一刻も早いシステムの廃止を願うものです。

（資料 １） 苦情相談票

（資料 ２）：「自己申告書未提出、道徳・国旗国歌・名札等の指示に対する態度」と特記事項に記入し、「D」評価の根拠とされることへの苦情の根拠

（資料 ４） ２月２７日 校長より再面談

（資料 ５） ３月１日午後５時過ぎ、教職員課・　　氏（当時）より連絡あり

（資料 １）

苦情相談票

苦情相談日 ２００４（平成１６）年２月２５日

[相談者]

所属： 市立 中学校	職種：教諭	氏名
------------	-------	----

(同席者)

所属： 市立 小学校	氏名
------------	----

1. 相談内容

業績評価に関する苦情 特にありません。

能力評価に関する苦情

あなたが開示を受けた評価結果： D

あなたが相談したい具体的内容：

開示面談の際、能力評価が「D」と告げられました。

その根拠が、「手引き [教職員用]」p11の<特記事項について>の項だとされたので、その項に書かれた内容をお尋ねしたところ、「自己申告書未提出、道徳・国旗国歌・名札等の指示に対する態度」というお答えでした。しかしながらこれらの項目を「特記事項」に記入し、「D」評価の根拠とされるのは「評価」としての公平性・客観性が欠き、きわめて恣意的だと思われます。(そう思う根拠については紙面の関係上別紙にいたしました。)特記事項を全削除の上、再評価をお願いするものです。

総合評価に対する苦情

あなたが開示を受けた評価結果： C (その後削除)

あなたが相談したい具体的内容：

開示面談の際、総合評価が「C」と告げられました。

しばらくの後、「手引き [教職員用]」p11を精読したところ、「自己申告書の提出がない場合の評価」の項で「育成者(評価者)は業績評価・総合評価は行わず」と明記されていました。

ところが学校長からも一切訂正・削除の連絡がありません。私は苦情相談を申し出た後「知っておらなければ伝えておくのが誠実だろう」と思い再確認にお伺いしました。すると、「それは、教育委員会に提出して1週間後ぐらい後に『間違いだ』と指摘の連絡があったので消しました。」とのこと。

訂正した際速やかに面談すべきでなかったのか問い糺したところ、「申し訳なかった」のお返事はいただいたのですが、「市教委から『再評価』の指導があり実施した際には再評価結果の開示を行う」(『苦情相談事務の流れ』より)ことになっており、総合評価の削除を行った後速やかに再面談(開示)を学校長の側から行うべきではなかったのでしょうか?(もし私が再確認に出向かなければ、再面談は放置されたかもしれませんが、手引きの一面だけをとらえ不当な評価を受け、別の一面は二重に見落とされる、そのようなマニュアルさえ未消化のまま行う評価は「正当でなく不適切である」と強く思うのです。)

2. これまでの経緯

あなたが評価者から評価結果の開示を受けた日 2004(平成16)年1月22日(木)

開示を受けた後の経緯

- 1月23日(金) 同席者1名で学校長に事実確認を行う(別紙)
- 2月19日(木) 教育委員会に苦情相談の予約電話
- 2月20日(金) 学校長に「苦情相談に関わる書類」を請求し、預かる。
- 2月23日(月) 苦情相談前に再度確認。「総合評価」削除を初めて知る。

資料 2 : 「自己申告書未提出、道徳・国旗国歌・名札等の指示に対する態度」と特記事項に記入し、「D」評価の根拠とされることへの苦情の根拠

自己申告書未提出：二度の面談に際して一度も拒否はしておりませんし、一度目の面談で「自己申告書の提出を見合わせる」私の意思と根拠は明らかにしており、意思疎通は図ってきたつもりです。その際学校長ご自身も、未提出があり得ることを前提とした記述が手引きにあることを自ら述べておられました。さら

に手引きには、未提出自身が不利益となる記載はどこにも見あたりません。自分の考えを明らかにした上で提出を見合わせることで自身が不利益とされるのは、賛否はさておき「評価育成システム」の意義目的からも逸脱していると考えます。

道徳指示：学校長はその根拠を「職員会議での『心のノート』に対する批判的発言」とされました。しかしながら、子どもによりわかりやすくまた心に届く教育内容を作り出すために、職員会議で賛否も含め様々な角度から意見交換をし論議を深めることは学校として必要不可欠だと考えます。

もっとも、学校長が指摘される職員会議で、私は「『心のノート』はどうしても使用しなければならないものなのか」という質問をただけです。(03年10月職員会議議事録より)

名札指示：私以外にも名札の常時着用をされておられない方が複数おられます。その方すべてに「特記事項への記載」を行ったのかお尋ねしたところ、「全員に書いたとは限らない」というお返事でした。全くもって不平等、客観的にも公正さを著しく欠く「評価」だと言えます。

国旗国歌指示への態度：入学式「国歌斉唱時の不起立」が該当すると仰いました。しかしながらこの問題は、「日本国憲法」の理念の根幹にも関わる大きな問題です。物理的妨害の何ら伴わない「内心の自由」に基づく意思表示を根拠に「著しい支障をきたし、地域の信頼を損ねる」と一元的に評価するのは拙速かつ配慮に欠ける行為です。(言うまでもなく子どもたちが「憲法の理念」「基本的人権」の大切さを知り、同時に相手の人権も尊重することを学ぶことは、私たちに科せられた重要な責務です。)憲法上見解が異なり、法規法令で定められておらず(国歌斉唱時の不起立)、社会でも意見が二分している事柄ならばなおさら「評価」対象から除外する必要があると考えます。

蛇足ながら、他市で「国歌斉唱時不起立」であっても「評価」対象から様々な理由で除外されている学校があると聞きます。市内では存じ上げませんが、「評価になじまない」内容として除外することが「評価基準を揃える」ため必要ではないでしょうか。

まとめ、私はこの1年、授業、生徒への支援、学校運営等、主体的に参加した提案し、自分なりに研究し努力もしてきました。しかし私が発言し行動してきたことが、法規法令でなく、個人の裁量・意思表示が許される領域であるにもかかわらず「上司の命令に従わない」という一方的な見解だけで「D = 期待される能力を発揮しておらず、児童生徒の成長・発達の上で、悪影響を及ぼしかねない状況である。職務遂行上非常に大きな支障をきたしている」の評価を受ける根拠とされたのです。

これは全く心外ですし、正当な評価だとも思えません。

直ちに点検され、削除をお願いするものです。

(資料 4) 2月27日 校長より再面談

長：記入に誤りがあったので、業績評価、総合評価の項の所見欄に『自己申告票未提出』『自己申告票未提出のため』とそれぞれ訂正しました。

私：特記事項から削除されていないのですか？

長：していません。

私：市内の色々なケースを聞くと、私とよく似た境遇でも「D」はついていないという方もおられるそうですが。

長：私は何度も言うように、学校運営について私がそう判断しました。

私：じゃあその方が におられたら「D」がつくということですか。

長：その意味では公平にと考えています。

私：じゃあ逆に私の上司がHさんだったということが不幸だったということですか？

長：そういう意味では、そうですね。私がそう判断したのですから。

私：ということはこれが『校長のリーダーシップ』『特色ある学校づくり』ということですね。

長：そうなりますね。

私：教職員課から、苦情があった際には話をするように言われていませんか。

長：(校長が) したい場合は、と聞いている。 私：は？

長：機会があれば、程度の話だと聞いた。 私としてはずいぶん話をしたと思っている。

<心のノート批判について> 長：それは、夏休みの研修を受けて「みんなでやっていきましょう」という気運になっているときにあのような質問をすること自体が「批判」だと受け止めている。

<名札について> 長：総合的に書きました。

私：他にもある(国旗国歌、不提出等)から一緒に書くというのはおかしい。「等」に包括とかしないのか

長：返答無し

私：校長先生が指摘されて削除なさった「総合評価」が校長先生が最終的に判断した私への評価だ、と最初に伺いました。それが削除された今私の評価は正真正銘「D」ということになりますね。それについて何かお考えのこととかないんですか？

長：なにぶん今年は試行実施ということなので、こういった問題や苦情処理の形も含めて、今後本格実施に向けてどうしていくかが話し合われると思います。

私：だからこそ『温故知新』、先行実施されているところでは「D」が研修所送りもあります。

長：今の府教委はそんなことは全く言っていない。

私：しかし踏み絵となることは十分に予想されます。...ここで校長に電話。話を中断。

(資料 5) 3月1日午後5時過ぎ、教職員課・ 氏(当時)より連絡あり

先日私が苦情相談に行った旨を校長に伝えたとのこと。その上での校長への事情聴取は以下の要約の通り「自己申告票未提出」について - マニュアルには未提出に関する記述もあるが、校長として出すように指示をした。それについて「出さなかった」ということ。

「指示」というが「出してください」という一般的なお願い以上の言い方はされていない。

「道徳教育」 - 「心のノート」について、学年会等で方針が決まっていることに対して、その中で質問されるということは、進行を妨げるような中身を含んでいる。

私には直接「研修を受けての気運」というあいまいな説明をしているにもかかわらず、教育委員会に対しての「学年会で決まった」という説明は明らかに事実と反する。

「名札等」 - 学校によって経営方針が違うから、何を大切にしているかは校長によって違う。また、一つ一つのことだけでなく、総合的に判断して能力評価した。

「今後」 - かなり見解の相違が見られるので、近いうちに面談を持つ必要はないだろう。

学校責任者として、職員との見解の相違を認めながら一致点を見いだす努力を一方向的に放棄している。私の質問に対して「苦情相談窓口は、明らかな事実誤認(しているのにしていないと間違った認識をしている場合)を除いて、双方の意見についての評価・判断はしない。」「記入の間違いについては伝えた。」